

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年1月24日

五條市長 太田好紀

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五條市	西吉野町賀名生地区 (滝、老野、江出、神野、北曾木、和田、 屋那瀬、向加名生、大日川、黒淵、湯塩、賀名生)	令和4年1月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	351.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	186.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	59.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23.4 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積が31.0haあり、中心経営体が引き受け意向の面積が23.4haあることから、中心経営体で引き受けでは不足することから、後継者の育成に努め、若い担い手の確保及び地区外の担い手が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うほか、後継者の育成に努め、農外からの新規参入者の確保を行う。

産地として維持すべき園地を中心に担い手への園地集積を目指す。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	60人		167.9 ha		191.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

経営に関する情報提供や技術講習等を行う体制を構築し、新たな担い手を育成するとともに、農外からの新規参入者の確保を行う。

なら担い手・農地サポートセンター、農業委員会と連携し、樹園地の出し手・受け手等農地情報を逐次整理する。産地として維持すべき園地と廃園する園地の色分けを行い、維持すべき園地を中心に老木園の改植や優良品種への転換、園内作業道などの省力化のための基盤整備等を行うことで生産性の高い園地を維持し円滑な経営継承を目指す。